

(2) 化学物質自主管理マニュアルの提出対象事業者

条例に基づいた届出を行った事業者のうち、札幌市内において常時使用従業員数の合計が21人以上の事業者

(3) 対象業種

法と条例の対象業種は同じです。 ※条例の報告のあて先は札幌市長です。

対象業種コード表

表2

政令 番号	業 種 名	業種コード	法の届出のあて先
1	金属鉱業	0500	経済産業大臣
2	原油・天然ガス鉱業	0700	経済産業大臣
3	製造業		
	食料品製造業	1200	農林水産大臣
	飲料・たばこ・飼料製造業 (以下を除く。)	1300	農林水産大臣
	酒類製造業	1320	財務大臣
	たばこ製造業	1350	財務大臣
	繊維工業	1400	経済産業大臣
	衣服・その他の繊維製品製造業	1500	経済産業大臣
	木材・木製品製造業 (家具を除く。)	1600	経済産業大臣 農林水産大臣
	家具・装備品製造業	1700	経済産業大臣
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1800	経済産業大臣
	出版・印刷・同関連産業	1900	経済産業大臣
	化学工業 (以下を除く。)	2000	経済産業大臣
	塩製造業	2025	財務大臣
	医薬品製造業	2060	厚生労働大臣
	農薬製造業	2092	農林水産大臣
	石油製品・石炭製品製造業	2100	経済産業大臣
	プラスチック製品製造業	2200	経済産業大臣
	ゴム製品製造業	2300	経済産業大臣
	なめし革・同製品・毛皮製造業	2400	経済産業大臣
	窯業・土石製品製造業	2500	経済産業大臣
	鉄鋼業	2600	経済産業大臣
	非鉄金属製造業	2700	経済産業大臣
	金属製品製造業	2800	経済産業大臣
	一般機械器具製造業	2900	経済産業大臣
	電気機械器具製造業 (以下を除く。)	3000	経済産業大臣
	電子応用装置製造業	3060	経済産業大臣 厚生労働大臣
	電気計測器製造業	3070	経済産業大臣 厚生労働大臣
	輸送用機械器具製造業 (以下を除く。)	3100	経済産業大臣
	鉄道車両・同部分品製造業	3120	国土交通大臣
	船舶製造・修理業、船用機関製造業	3140	国土交通大臣

政令 番号	業 種 名	業種コード	法の届出のあて先
3	製造業 (続き)		
	精密機械器具製造業 (以下を除く)	3 2 0 0	経済産業大臣
	医療用機械器具・医療用品製造業	3 2 3 0	経済産業大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣
	武器製造業	3 3 0 0	経済産業大臣
	その他の製造業	3 4 0 0	経済産業大臣
4	電気業	3 5 0 0	経済産業大臣
5	ガス業	3 6 0 0	経済産業大臣
6	熱供給業	3 7 0 0	経済産業大臣
7	下水道業	3 8 3 0	国土交通大臣
8	鉄道業	3 9 0 0	国土交通大臣
9	倉庫業 (倉庫業法に基づく登録を受けている事業者のうち農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体もしくは液体を貯蔵するものに限る。)	4 4 0 0	国土交通大臣
10	石油卸売業	5 1 3 2	経済産業大臣
11	鉄スクラップ卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)	5 1 4 2	経済産業大臣
12	自動車卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。)	5 2 2 0	経済産業大臣
13	燃料小売業	5 9 3 0	経済産業大臣
14	洗濯業	7 2 1 0	厚生労働大臣
15	写真業	7 4 3 0	経済産業大臣
16	自動車整備業	7 7 0 0	国土交通大臣
17	機械修理業	7 8 1 0	経済産業大臣
18	商品検査業	8 6 2 0	経済産業大臣
19	計量証明業 (一般計量証明業を除く。)	8 6 3 0	経済産業大臣
20	一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)	8 7 1 6	環境大臣
21	産業廃棄物処分業	8 7 2 2	環境大臣
	特別管理産業廃棄物処分業	8 7 2 4	環境大臣
22	医療業	8 8 0 0	厚生労働大臣
23	高等教育機関 (附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)	9 1 4 0	文部科学大臣
24	自然科学研究所	9 2 1 0	経済産業大臣 環境大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 防衛大臣

業種の判断は、注記のない限り、日本標準産業分類に準拠してください。

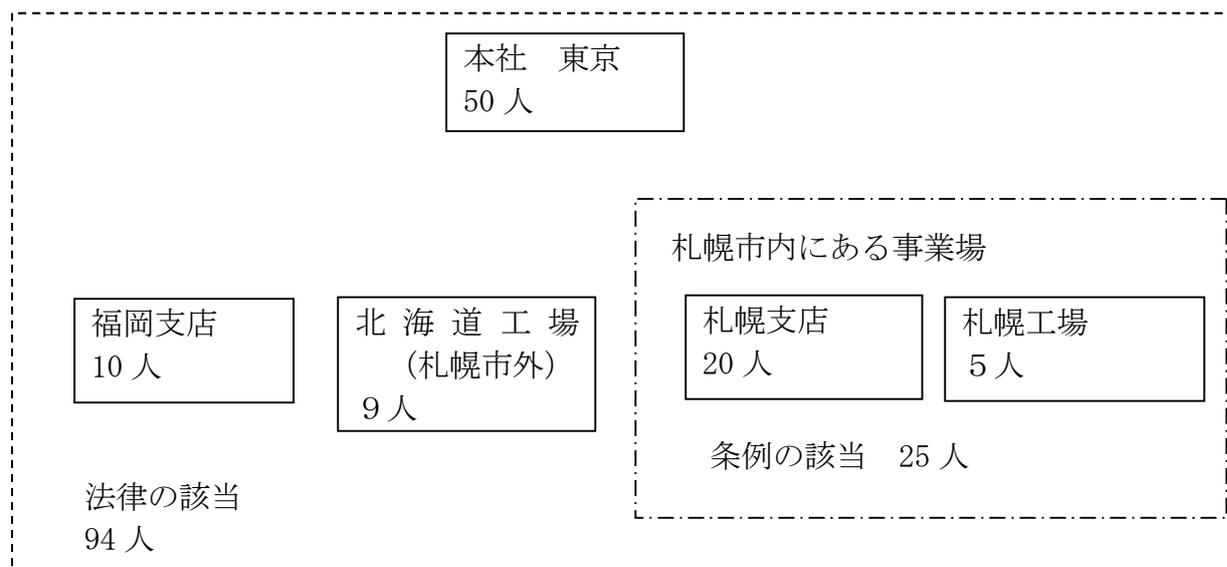
(4) 常時使用従業員数

「PRTR 排出量等算出マニュアル」（経済産業省・環境省）等を参照してください。
条例については、札幌市に所在する本社、支社及び出張所等の全事業場を合算した従業員数が 10 人以上の事業者が対象となります。

把握する当該年度の 4 月 1 日の時点で期間を定めずに使用されている人もしくは 1 か月を超える期間を定めて使用されている人（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれる人も含みます）、又は前年度の 2 月及び 3 月中にそれぞれ 18 日以上使用されている人。

～人数の考え方～

(図 3)



(5) 燃料として消費する灯油又は重油に含有される物質の取り扱い

市条例では通常、対象物質（特定管理化学物質）の取扱量が 100 kg 以上であれば報告が必要となりますが、メチルナフタレン、キシレン、トリメチルベンゼンについては、重油や灯油を燃料として消費する場合に限り、化管法と同様、対象物質の取扱量が 1t 以上の場合のみ報告が必要となります。

(注) キシレンは燃料の消費以外の取り扱いがある場合、燃料の消費による取扱量と燃料の消費以外による取扱量の合計が 100kg 以上で届出が必要となります。

例

①塗料使用に伴うキシレンの使用量 10kg/年、燃料使用によるキシレンの使用量が

100kg/年の場合 → 届出必要！！

②キシレンの取り扱いが燃料使用によるもののみであり、使用量が 900kg/年の場合

→届出不要

(6) 対象物質

法の対象物質は令第1条別表第1を参照してください。

条例の対象物質は、下表の66物質です。

特定管理化学物質一覧表

表3

条例の 項番号	法の 管理番号	特定管理化学物質の名称	別名
1	1	亜鉛の水溶性化合物	
2	2	アクリルアミド	
3	9	アクリロニトリル	
4	10	アクロレイン	
5	12	アセトアルデヒド	
6	320	アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）	
7	31	アンチモン及びその化合物	
8	37	4,4'-イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールA
9	48	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニル ホスホノチオアート	EPN
10	53	エチルベンゼン	
11	56	エチレンオキシド	
12	57	エチレングリコールモノエチルエーテル	
13	58	エチレングリコールモノメチルエーテル	
14	75	カドミウム及びその化合物	
15	80	キシレン	
16	86	クレゾール	
17	87	クロム及び三価クロム化合物	
18	88	六価クロム化合物	
19	94	クロロエチレン	塩化ビニル
20	113	2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-1,3,5- トリアジン	シマジン又はCAT
21	127	クロロホルム	
22	133	酢酸2-エトキシエチル	エチレングリコールモノエ チルエーテルアセテート
23	144	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除 く。）	
24	147	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロ ロベンジル	チオベンカルブ又はベンチ オカーブ
25	149	四塩化炭素	
26	150	1,4-ジオキサン	
27	157	1,2-ジクロロエタン	
28	158	1,1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン
29	632	1,2-ジクロロエチレン	
30	178	1,2-ジクロロプロパン	
31	179	1,3-ジクロロプロペン	D-D
32	181	ジクロロベンゼン	

条 例 の 項 番 号	法 の 管 理 番 号	特 定 管 理 化 学 物 質 の 名 称	別 名
3 3	1 8 6	ジクロロメタン	塩化メチレン
3 4	2 3 2	N,N-ジメチルホルムアミド	
3 5	2 3 7	水銀及びその化合物	
3 6	2 4 0	スチレン	
3 7	2 4 2	セレン及びその化合物	
3 8	2 6 2	テトラクロロエチレン	
3 9	2 6 8	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム
4 0	2 7 2	銅水溶性塩（錯塩を除く。）	
4 1	2 7 9	1,1,1-トリクロロエタン	
4 2	2 8 0	1,1,2-トリクロロエタン	
4 3	2 8 1	トリクロロエチレン	
4 4	6 9 1	トリメチルベンゼン	
4 5	3 0 0	トルエン	
4 6	6 9 7	鉛及びその化合物	
4 7	3 0 8	ニッケル	
4 8	3 0 9	ニッケル化合物	
4 9	3 1 8	二硫化炭素	
5 0	3 2 1	バナジウム化合物	
5 1	3 3 2	砒素及びその無機化合物	
5 2	3 4 9	フェノール	
5 3	3 5 1	1,3-ブタジエン	
5 4	3 5 4	フタル酸ジブチル	
5 5	3 5 5	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）	
5 6	3 5 6	フタル酸ブチル=ベンジル	
5 7	3 7 4	ふっ化水素及びその水溶性塩	
5 8	3 9 2	ヘキサン	
5 9	3 9 4	ベリリウム及びその化合物	
6 0	4 0 0	ベンゼン	
6 1	4 0 5	ほう素化合物	
6 2	4 0 7	ポリ（オキシエチレン）=アルキルフェニル エーテル（アルキル基の炭素数が12から15 までのもの及びその混合物に限る。）	
6 3	4 1 0	ポリ（オキシエチレン）=アルキルフェニルエ ーテル（アルキル基の炭素数が9のものに限 る。）	
6 4	4 1 1	ホルムアルデヒド	
6 5	4 1 2	マンガン及びその化合物	
6 6	4 3 8	メチルナフタレン	

に該当する物質は、製品中に0.1重量%以上含有されていると対象になります。
それ以外の物質は、製品中に1重量%以上含有されていると対象になります。